

三者協定書（案）

（総則）

- 第1条 本協定は、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所（以下「甲」という。）株式会社ネクスコ・メンテナンス関東（以下「乙」という。）及び株式会社（以下「丙」という。）が、乙丙間の凍結防止剤売買契約（以下「売買契約」という。）について、補完することを目的として締結するものである。なお、乙は、本協定とは別に、東日本高速道路株式会社関東支社と「保全工事業務等の実施に関する年度協定」（以下「保全工事業務協定」という。）を締結した者であり、丙は、本協定に先立ち甲が実施した「上信越自動車道長野管理事務所管内凍結防止剤購入契約の相手方選定」手続において、相手方として選定を受けた者である。また、売買契約に基づき丙が乙に対し納入する凍結防止剤は、保全工事業務協定に基づく道路保全工事業務の作業（以下「作業」という。）において使用するものである。
- 2 本協定の履行に関して甲、乙及び丙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本協定に定める金銭に用いる通貨は、日本国通貨とする。

（本協定の対象資材）

- 第2条 本協定の対象資材である凍結防止剤（以下「凍結防止剤」という。）の項目（品目）単位、予定数量及び単価は、別表1（凍結防止剤一覧表）のとおりとする。
- 2 凍結防止剤の納入場所は、次のとおりとする。
関東支社長野管理事務所（上信越自動車道坂城IC～信濃町IC
長野自動車道豊科IC～更埴JCT）
 - 3 凍結防止剤の予定納期は、平成20年11月15日から平成21年4月30日とする。

（乙丙間の対象資材の売買契約）

- 第3条 乙及び丙は、乙を発注者、丙を受注者とする凍結防止剤の売買契約を締結するものとし、契約締結後すみやかに乙は凍結防止剤の売買契約書の写しを甲に提出するものとする。
- 2 乙及び丙は、前項の凍結防止剤の売買契約書において、本協定書に定める凍結防止剤に関する条項の規定を契約条件とするものとする。
 - 3 第1項の凍結防止剤の売買契約は、甲が保全工事業務協定に係る資料に添付する凍結防止剤の売買契約書（案）により締結することを原則とするが、必要に応じて契約内容を変更する場合には、乙丙協議の上、甲の承諾を得なければならない。

（乙の総括管理業務）

- 第4条 乙は、凍結防止剤及び備蓄用凍結防止剤に関わる現地搬入時の納品検査並びにこれらの安全衛生管理等を含む総括管理業務を、乙の責任において行うものとする。

- 2 前項の総括管理業務に要する費用（現場管理費）は、保全工事業務協定の額に含まれるものとし、甲が乙に対して別途支払は行わない。

（丙の履行責任）

第5条 丙は、乙と締結した凍結防止剤の売買契約書及び本協定書の各条項を遵守し、甲と乙に対してその履行責任を負うものとする。

（検査）

第6条 乙は、凍結防止剤の現地搬入時においては納品検査を行わなければならない。

- 2 乙は、必要に応じて、現地搬入時の納品検査前に凍結防止剤を製造する工場の検査等を実施し、品質の確保に努めなければならない。

- 3 前2項の検査に要する費用は、保全工事業務協定に含まれるものとし、甲が乙に対して別途支払は行わない。

- 4 第1項の検査においては、甲が必要と認めた場合は甲も立会うものとする。

- 5 第1項及び第2項の検査において、納品された凍結防止剤の品質に対し疑義等が発生し、乙が甲に対して申し出を行い甲が認めた場合又は甲が必要と認めた場合は、乙は丙に対し品質の性能を証明する試験を行わせるものとする。なお、これに要する費用は丙の負担とする。

（乙が行う検査結果の保管）

第7条 乙は、第4条第1項の総括管理業務のうち、納品検査の結果については、甲が行う実施確認時に報告を求められた場合に速やかに提出できるよう検査毎に取りまとめ、乙の責により保管するものとする。

（検査の遅延）

第8条 甲の立会い検査又は乙が行う納品検査について、甲又は乙の責に帰すべき事由により丙の定めた期間内に検査をしない場合で、丙に損害を及ぼしたときは、甲又は乙は必要な費用を負担し、その損害を賠償しなければならない。

（支払）

第9条 甲は、乙に対して、作業の保全工事業務協定の支払条項に基づき、凍結防止剤の代金を支払うものとする。

- 2 丙は、乙の指示による納品が完了次第、乙に対して、凍結防止剤の売買代金を第3条の売買契約書の定めに従い請求するものとする。

- 3 乙は、乙丙間で締結する凍結防止剤の売買契約書の定めに従い前項の請求に対して凍結防止剤の売買代金を支払うものとする。

なお、支払時期は納品検査合格を条件として、請求後30日以内とする。

（凍結防止剤の条件変更等）

第10条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）等、丙の責に帰することができない事

象により作業現場等の状態が著しく変動したため、丙が納品できないと認められるときは、乙は、納品の中止内容を直ちに丙に通知して、指図数量の全部又は一部の納品を一時中止させなければならない。

- 2 乙は、前項の規定によるほか必要があると認めるときは、中止内容を丙に通知して、指図数量の全部又は一部の納品を一時中止させることができる。
- 3 乙は、前2項の規定により納品を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価を変更について、甲及び丙と協議しなければならない。
- 4 乙は、丙が納品の続行に備え納品の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき又は損害を及ぼしたときは必要な費用について、甲及び丙と協議をしなければならない。
- 5 乙は、必要があると認めるときは、丙に通知し、物品の規格・寸法等、納品場所、契約期間若しくは代金支払場所を変更し、又は指図数量の全部若しくは一部の納品を変更することができる。
- 6 乙は、前項の場合において、契約単価の変更が必要と認める場合は、甲及び丙と協議をしなければならない。
- 7 乙及び丙は、本契約期間終了の時点において、乙が購入し丙が納品した総数量が別添凍結防止剤購入契約の相手方選定仕様書の購入予定数量に満たない場合であっても、特に条件に付することなく本契約を終了する。

(賃金又は物価の変動に基づく単価の変更について)

- 第11条 第2条第3項に定める予定納期内に日本国内の経済情勢の変動等予期することができない特別な事情により、同条第1項に定める単価が不相当となったときは、甲、乙又は丙は、前条の規定によるほか、単価の変更を請求することができる。
- 2 予期することのできない特別な事情により、保全工事業務協定の作業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、単価が著しく不相当となったときは、甲、乙又は丙は、単価の変更を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、単価の変更額については甲、乙及び丙が協議して定める。ただし、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙及び丙に通知する。
 - 4 前項の協議開始の日は、甲が乙及び丙の意見を聴いて定め、乙及び丙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙又は丙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(協定の解除及び違約金)

- 第12条 甲、乙及び丙は、それぞれ本協定に定める事項に違反した場合は、本協定を解除することができる。
- 2 甲が前項の規定により本協定を解除した場合において、丙は、「上信越自動車道長野管理事務所管内凍結防止剤購入契約の相手方選定」の手續における削減額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の削減額は、契約制限価格から落札額を差し引いた額とし、契約制限価格は、甲の基準により決定された額とする。
 - 4 丙が第1項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損

害の賠償を甲に請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本協定の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲、乙及び丙のうち当該損害の責に帰すべき事由を生じた者が損害を負担するものとする。

(秘密保持)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずに第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

(協定の有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成21年4月30日までとする。

(補則)

第16条 その他本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議して定める。

本協定締結の証として本書3通を作成し、各会社がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東日本高速道路株式会社関東支社
長野管理事務所長 坂本 香

乙 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東
代表取締役社長 佐伯 博三

丙 株式会社
代表取締役社長

別表 1

凍結防止剤一覧表

凍結防止剤納入者 _____ 株式会社

単価表を記載

売買契約書（案）

買主株式会社ネクスコ・メンテナンス関東（以下「乙」という。）と、売主 株式会社（以下「丙」という。）は、コストオン対象資材（以下「凍結防止剤」という。）の売買に関し、別途締結した三者協定書に基づき、以下の通り契約を締結する。

- 1 契約金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円
- 2 単価及び 別表1のとおり
予定数量 ただし、購入予定数量は、購入数量を保证するものではない。

（対象資材）

第1条 凍結防止剤の単位、数量、単価は、別表1のとおりとする。

（納品条件）

第2条 乙は丙に対して、凍結防止剤を、平成20年11月15日から平成21年4月30日までに、東日本高速道路株式会社関東支社と別途協定を締結した保全工事業務等の実施に関する年度協定に基づく道路保全工事業務の作業の納品場所に納品するよう指示するものとする。

2 丙は乙からの指示に基づき、凍結防止剤を乙が指図する期日、場所に納品するものとする。

なお、納品場所への納品までに要する費用は、丙が負担するものとする。

3 丙は、契約締結後10日以内に、運搬体制、運搬の経路、連絡体制、責任者、緊急時の対応等を記載した輸送計画書届を乙に提出しなければならない。

4 丙は、契約締結後20日以内に、凍結防止剤について、製造元又は生産地、品質規格、概算数量等を明記するほか、品質を判定できる資料等（製品サンプル、検査資料など）を添付した資材等確認願を乙に提出し、その確認を得なければならない。なお、凍結防止剤の品質を判定できる資料については、公的試験機関（大学を含む）が発行する品質証明書とする。

（検査及び受渡し）

第3条 乙は、凍結防止剤の搬入時においては納品検査を行わなければならない。

なお、納品検査及び納品検査に要する書類の提出に要する費用は丙の負担とする。

(売買代金の支払)

第 4 条 丙は、前条の規定に従って納品された数量について、毎月 日までに「凍結防止剤納品実績報告書 (月分)」(様式 -) を添付のうえ、乙に対して凍結防止剤の売買代金の請求を行うものとする。

2 乙は、前項の売買代金の請求後、30 日以内に請求額を、丙の指定する銀行口座に振込むものとする。

(遅延損害金)

第 5 条 乙が、第 4 条の売買代金の支払を遅延したときは、損害の程度に応じて乙及び丙が協議の上、乙は丙に対して遅延損害金を支払うものとする。

2 本契約書第 2 条もしくは第 9 条により規定する凍結防止剤の納品において、丙は、正当な理由がなく納品に遅延した場合は、損害の程度に応じて乙及び丙が協議の上、丙は乙に対して遅延損害金を支払うものとする。

(所有権)

第 6 条 凍結防止剤の所有権は、本契約書第 3 条に規定する検査及び受渡しを持って乙に移転する。

(危険負担)

第 7 条 凍結防止剤の受渡し前に生じた凍結防止剤の滅失又は毀損による損害は、乙の責に帰すべきものを除き丙の負担とし、凍結防止剤の受渡し後に生じたこれらの損害は、丙の責に帰すべきものを除き乙の負担とする。

(解除)

第 8 条 乙 (又は丙) が次の各号の一つに該当したときは、丙 (又は乙) は、直ちに本契約を解除することができる。なお、この場合、丙 (又は乙) の損害賠償の請求を妨げない。

- 一 監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 二 乙 (又は丙) が手形、小切手の不渡しを出して、銀行取引停止処分を受けたとき。
- 三 差押、仮差押、仮処分を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- 四 破産、和議、会社更正、会社整理、特別清算の申立があったとき。
- 五 前四号に掲げるほか、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき。

2 乙 (又は丙) が本契約に違反したときも、相手方に直ちに本契約を解除し、その損害の賠償を請求することができる。

(凍結防止剤の条件変更等)

第9条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）等、丙の責に帰することができない事象により作業現場等の状態が著しく変動したため、丙が納品できないと認められるときは、乙は、納品の中止内容を直ちに丙に通知して、指図数量の全部又は一部の納品を一時中止させなければならない。

2 乙は、前項の規定によるほか必要があると認めるときは、中止内容を丙に通知して、指図数量の全部又は一部の納品を一時中止させることができる。

3 乙は、前2項の規定により納品を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価について別途協議して定めるものとする。

4 乙は、丙が納品の続行に備え納品の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき又は損害を及ぼしたときは、費用を負担する必要があると認められるときは、必要費用について別途協議して定めるものとする。

5 乙は、必要があると認めるときは、丙に通知し、物品の規格・寸法等、納品場所、契約期間若しくは代金支払場所を変更し、又は指図数量の全部若しくは一部の納品を変更することができる。

6 前項の場合において、乙が契約単価の変更を必要と認められるときは、別途協議して定めるものとする。

7 乙及び丙は、本契約期間終了の時点において、乙が購入し丙が納品した総数量が別添凍結防止剤購入契約の相手方選定仕様書の購入予定数量に満たない場合であっても、特に条件に付することなく本契約を終了する。

（合意管轄）

第10条 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、乙（あるいは丙）の本店所在地を管轄する裁判所とする。

（補足）

第11条 その他本契約に定めのない事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、乙丙協議して定めるものとする。

2 必要に応じて契約内容を変更する場合は、三者協定書に定める甲の承諾を得なければならない。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各会社がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

乙 株式会社
住所
代表者 印

丙 株式会社
住所
代表者 印

別表 1

凍結防止剤一覧表

凍結防止剤納入者 _____ 株式会社

単価表を記載

